

みなトクPAYポイント付与・商品券配付事業の実施について

現下の物価高騰を踏まえ、区民生活を下支えするとともに、地域経済の更なる活性化を図るため、全区民を対象に、1人当たり1万円分のみなトクPAYのポイントを付与します。なお、みなトクPAYの利用が困難な対象者については、紙商品券を配付します。

1 背景

国は、令和7年11月21日、「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」を閣議決定しました。

その中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」といいます。）について、推奨事業メニューとして食料品の物価高騰に対する特別加算等を追加するなど拡充することを決定し、地方公共団体の地域の実情に応じた物価高対策を支援することとしました。

2 区における取組

区はこれまで、国が示す推奨事業メニューに該当する事業を幅広く実施しています。

こうした中で、現在、お米券や商品券等の施策を打ち出す自治体の情報が日々報道され、区民からも様々な意見が寄せられています。

最新の国「家計調査（令和7年10月）」によると、家計1人当たりの食料支出が前年に比べ増加していることから、国が示す事業を幅広く選択するのではなく、「生活者支援」の要素を踏まえた事業に集中的に活用することとします。

国が推奨事業メニューの具体的取組として例示し、区民の関心度が高いお米券については、還元率や配付時期に課題があります。

重点支援地方交付金の趣旨を踏まえ、区民が速やかに安心して食料品等を購入することができるよう支援するとともに、区内商店街をはじめとした地域経済の活性化につなげていくため、全区民に対して臨時で、みなトクPAYポイントを付与します。

みなトクPAYを活用することで、国が推奨事業メニューに掲げる「生活者支援」と「事業者支援」の双方の支援につなげるとともに、本年7月に運用を開始したみなトクPAYの利用促進を通じた継続的な地域経済の活性化にも貢献します。

3 事業概要

上記「家計調査（令和7年10月）」において、家計1人当たりの食料支出は、前年に比べ年間約1万9,000円増加していることが示されています。

こうした状況を踏まえ、区がこれまで実施してきた施策とあわせて、重点支援地方交付金を活用した取組により、増加分の食料支出に対する支援を進めていくため、1人当たり1万ポイントを付与します。

(1) 付与するみなトクPAYポイント及び利用期間等

ア 付与するみなトクPAYポイント

1人当たり10,000円分

イ ポイント利用期間

令和8年3月から8月まで

ウ 希望者への紙商品券

1人当たり10,000円分

エ 紙商品券利用期間

令和8年5月から10月まで

(2) みなトクPAYポイントの付与方法等

対象者あてに、ポイントチャージ用のギフトコードを送付します。

ただし、みなトクPAYの利用が困難な対象者には、みなトクPAY紙商品券を提供します。

(3) 対象及び対象者数

令和8年1月1日を基準日として、港区に住民登録がある区民

約271,000人

4 事業規模

3,125,740千円

【内訳】

(1) みなトクPAYポイント（紙商品券を含む） 2,710,000千円

(2) 事務費（通知発送業務、コールセンター運営等） 415,740千円

【財源】

重点支援地方交付金、財政調整基金繰入金及び繰越金を活用します。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年 3月 対象者宛て通知

4月 紙商品券希望者返送期限

3月～ 8月 ポイント利用期間

5月～10月 紙商品券利用期間